

天理市剣道連盟規約

- 内規：〔I〕 天理市少年剣道教室 運用内規
〔II〕 天理市剣道連盟 緊急時の内規
〔III〕 天理市剣道連盟会費・審査料に関する内規

天理市剣道連盟

天理市剣道連盟規約

第一章 総 則

(名称及び事務所)

一. この連盟は、天理市剣道連盟と称する。

2、この連盟は、事務所を事務局方に置く。

(目 的)

二. この連盟は、剣道及び居合道の奨励、発展を図り、もって会員の健康の増進と、人間形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

三. 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) , 剣道及び居合道に関する調査研究及び指導。
- (2) , 剣道大会及び居合道大会への出場。
- (3) , 少年剣道教室の開設、級位の審査。
- (4) , その他この連盟の目的を達成するため必要と認めた事項。

第二章 会 員

(会 員)

四. この連盟は、天理市に居住する者、または天理市内に勤務地を有し、前条の目的及び事業に賛同する者をもって会員とする。

2, 学生、生徒、児童、剣道教室生は、準会員とする。

3, 前項に該当しない者であっても、特に理事総会で認定した者を会員とすることが出来る。

(入 会)

五. この連盟に、入会を希望する者は、所定の手続きを経て会長に申請し、承認を受けなければならない。

六. 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

2, 会員は、会費を3年以上納めなかった場合は、会員としての資格を失う場合がある。

第三章 役 員

(役員の種類)

七. この連盟に、次の役員を置く。

会長1名 副会長3名 理事長1名 事務局長(会計業務を含む)1名

常任理事若干名 理事若干名 監事2名

(役員任期)

八. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員選任)

九. 役員は、理事総会において互選により選出し、会長が指名する。

(顧問)

十. この連盟に、顧問を置くことが出来る。顧問は、理事総会において推薦し、会長が委嘱する。

2, 顧問は、会議に出席しいけんを述べる事が出来る。

第4章 会 議

(理事総会)

第十一条 理事総会は、最高の議決機関であり、理事会員をもって構成する。

(会議招集等)

第十二条 理事総会は、毎年1回開催し、会長これを招集する。

理事総会は、次の事項を審議し、決議する。会議の議長は会長が務める。

- (1) , 前年度の事業報告及び収支決算に関する事項。

(2), 当年度の事業計画及び予算に関する事項。

(3), 規約の改正。

(4), 役員を選出。

(5), その他 必要事項。

(常任理事会)

第十三条 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集し、必要な事項について審議する。

2, 理事総会が開催できない場合は、常任理事会をもってこれに変えることができる。

ただし、次の理事総会に議決事項を報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第十四条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章

(その他)

第十五条 次のものは、理事総会の決定に基づき除名することができる。

(1), この連盟の規約に反した者。

(2), その他、名誉を著しく傷つけた者。

この規約は、昭和45年11月22日より実施する。

この規約は、昭和53年 5月14日改定実施する。

この規約は、平成 8年 4月 1日改定実施する。

この規約は、平成16年 6月13日改定実施する。

この規約は、平成23年 6月26日改定実施する。